

---

午後 2時00分開会

○議長（上條俊道） 皆様、お疲れさまでございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

安曇野市の藤原議員及び筑北村の佐藤議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご承知願います。

これより平成30年松本広域連合議会 2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が8件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げますとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上條俊道） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において7番、竹内秀太郎議員、8番、上條 温議員、9番、西條富雄議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（上條俊道） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第1号から議案第7号まで

○議長（上條俊道） 日程第3、議案第1号から議案第7号までの以上7件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成30年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、昨年12月12日告示の麻績村村長選挙におきまして、高野忠房村長が無投票で3選を果たされました。高野村長には、松本広域連合を代表いたしまして心からお祝い申し上げますとともに、引き続き広域連合の円滑なる運営にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、先週金曜日に開幕した韓国平昌冬季オリンピックでは、長野県関係の選手も多く出場しているわけですが、とりわけこの地域から相沢病院所属でスピードスケート女子1,000メートル世界記録保持者、日本選手団主将、小平奈緒選手の活躍が期待されております。3度目のオリンピックの出場となった今回、私たちに勇気と感動を与えてくれる地元関係選手の世界での活躍を心からお祈り申し上げます。

さらに、来月開催されるパラオリンピックには、塩尻出身の塩谷吉寛選手がパラアイスホッケーで初のオリンピック出場となり、今回の日本代表チームの最年少選手として、その活躍に期待が寄せられております。

平昌での日本人選手の活躍が、未来を担う子供たちにとって夢を与え、大きな目標につながることを願ってやみません。

また、2027年に予定されております第82回国民体育大会につきましては、長野県での開催が内々定しております。昨年11月、国民体育大会が松本市を主会場として開催されるよう、松本地域8市村の連名で阿部知事に要望書を提出したところであり、明年度中には、主会場について、その方向性が示されるとお思いますので、引き続き主会場等の松本地域への誘致について、松本広域圏の3市5村が一体となって取り組んでまいる計画でありますので、

ご協力をお願い申し上げます。

それでは、この際、当広域連合を取り巻く情勢に関連して若干述べさせていただきます。

初めに、消防業務に関連して申し上げます。

まず、本年4月1日から施行される違反对象物に係る公表制度について申し上げます。

この公表制度につきましては、平成28年11月に火災予防条例の一部を改正し、十分な周知期間を設けるなど、制度施行に向けて周知、啓発を図ってまいりました。具体的には、重大な消防法令違反のある防火対象物の名称、所在地及び違反内容を消防局のホームページ等に掲載し、建物の危険性を公表していくものであります。

当消防局におきましては、違反对象物について、関係者の防火安全体制の確立を積極的に促しながら、今後も重大な消防法令違反のある防火対象物については、法的措置を見据え是正を進めてまいります。

次に、常備消防力整備に係る中長期構想について申し上げます。

この構想につきましては、昨年の11月定例会の消防委員協議会におきまして見直しの素案について報告し、その後いただいたご意見などを踏まえ、構想を取りまとめたところでございます。

今回の中長期構想は、平成5年の発足から25年を迎える現在、松本広域消防局を取り巻く社会環境や災害のありようの変化、新たな道路網の整備、宅地や工業団地の造成、郊外型商業施設の進出など、刻々と変化する管内の情勢と地域の情勢に合わせた松本地域の将来を見据えた消防力の充実を目指す内容としております。

なお、本件につきましては、後刻の担当委員協議会においてご協議いただくこととしております。

次に、長野県の消防防災航空体制に関連して申し上げます。

長野県では、山林火災の多発が見込まれます今春から、消防防災ヘリコプターの運航を再開することとしております。これに先立ち、本年1月1日から県内消防本部の消防隊員9名が派遣されており、当消防局からも新たに職員2名を消防防災航空隊に派遣しております。昨年3月5日の事故から間もなく1年を迎えるわけですが、白く染まった雪深い鉢伏山を臨み、松本地域の安全・安心を総括する松本広域連合長といたしましては、鉢伏山山頂北東付近に散った志高き消防士9人の御霊の叫びを戒めとし、さらなる危機管理の充実強化に努めてまいります。

次に、平成29年の火災と救急の状況について申し上げます。

当消防局管内の昨年1年間の火災件数は131件で、前年と比べ11件増加したものの、広域消防発足以来、平成28年に次いで2番目に少ない件数となりました。防火意識の高揚などにより、当消防局管内の火災件数は減少傾向となっておりますが、高齢者の方々に起因する火災がふえておりますことから、引き続き火災予防の啓発に努めてまいります。

次に、救急件数は、過去最多の1万7,835件となりました。近年の傾向としまして、急病によるものが全体の6割以上を占め、搬送人員の約半数近くは入院の必要のなかった軽傷の方々でございました。

消防局では引き続き、救急車の適正利用について住民の皆様へ周知していくとともに、救命率向上に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後刻の担当委員協議会におきましてご報告申し上げます。

続きまして、福祉業務に関連して申し上げます。

皆様ご承知のとおり、3年ごとに実施される要介護認定制度の改正に伴い、この4月1日以降、国の示す要件に合致する認定申請については、介護認定審査会を簡素化して実施できること、また平成30年4月1日以降に申請のあった更新認定申請からの認定有効期間の延長など、新たな動きがございますが、現在、各自治体で対応されているところであります。

当広域連合の介護認定審査事務も、制度改正への対応など、関係機関との調整を図るとともに、関係市村と連携する当広域連合のシステムにつきましても改修作業を進めているところでございます。引き続き関係市村との連携を密にしながら、介護・障害支援区分の認定審査事務等に支障が生じないよう慎重に対応してまいります。

それでは、ただいま上程されました条例改正3件、補正予算2件、当初予算2件の計7件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号及び第2号の松本広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例並びに松本広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、昨年開催されました特別職報酬審議会の答申結果等を踏まえまして、選挙管理委員会委員等の報酬額や議員報酬の額を改定するものであります。

また、議案第3号の松本広域連合手数料条例の一部を改正する条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物施設の審査などの手数料の一部を改定するものであります。

次に、議案第4号及び第5号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成29年度の事務事業の精算に伴うもののほか、寄附金の受け入れに

伴う追加が主なもので、補正規模は、一般会計で5,212万円を追加し、補正後の予算規模を歳入歳出それぞれ44億6,162万円に、また特別会計では549万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2,293万円とするものでございます。

次に、議案第6号及び第7号の平成30年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額43億8,108万円で、平成29年度予算に比べ0.6%の減となっております。関係市村が、引き続き厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の生命、身体、財産を守り、安全で安心な暮らしを確保し、住民の皆様から一層信頼される広域行政を進めるため、重点事業の推進を基本に、計画行政の推進と健全財政を堅持することを目指す予算編成といたしました。

主な内容といたしましては、更新時期を迎えた化学消防車、水槽付消防ポンプ車や高規格救急車など消防用車両9台分の購入経費を計上したほか、土砂災害、地震など、災害現場や人の進入できない場所を上空からリアルタイムで撮影することにより、的確な状況把握と消防活動などをより安全、迅速に行うため、指揮支援隊にマルチコプターを配備するための経費を計上し、今後の有事に備えてまいります。

次に、松本地域ふるさと基金事業特別会計は、予算規模2,305万円で、平成29年度予算に比べ32.2%の増となっております。主な内容は、地域一体となった観光誘客キャラバンにつきましては、地場製品のPRを拡充させるとともに、観光物産展などで地場製品のさらなる販売向上につなげるため、事業者向けのセミナーを実施することとしております。

また、多彩な地域資源を生かした松本地域の誘客推進事業といたしまして、既存のガイドブックをリニューアルし、遊びやイベント感覚のあるスタンプラリーを盛り込んだガイドブックを作成するなど、松本地域への誘客と回遊性の向上に努めてまいります。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど公平委員会委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくようお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

---

#### 日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（上條俊道） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、19番、池田国昭議員1名であります。

池田国昭議員の発言を許します。

19番、池田国昭議員。

○19番（池田国昭） それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

第1番目、第2次常備消防力整備にかかわる中長期構想の発表された素案に関連して、以下お聞きしたいと思います。

条例定数395人ということですが、実員との差が3人ないしは表記上は4人という場所があるわけです。しかも、新規採用職員の初任教育期間約1年間は、その人員数も含めて人員不足となります。現場要員が実質的に欠員状態となっていると、この素案の16ページにそのように記されていますけれども、そうしたことを考慮するならば、まずは職員定数いっぱいまで採用すべきと考えますが、いかがですか。なぜ採用しないのか、その理由と、今後の再任用職員の職域拡大との関連も含めてお伺いしたいと思います。

次に、同じく素案の20ページに、整備指針による算定数と——職員の数ですね——実際の整備数には差がある。このことを認めながらも、兼務運用と乗りかえ運用と、これによって支障が生じないように努めるというふうに書かれているわけですが、実際にはこの間も指摘したように2人乗車で出発を余儀なくされるなどなど、そういう実態がございます。こうした面の解決のために、まずは認められている条例定数の採用が必要かと思いますが、重ねてお伺いをしたいと思います。

次に、消防職員数と関連して、気になる表現の部分がこの素案の中にごございます。26ページ、消防車両にかかわっては、管理する車両総数を見直すことも考えられますが、消防力の低下を招かないよう慎重に検討していくことが必要ですというふうに書かれていますが、果たして車両を減らすということが含まれている中身なのかどうか、このことについて答弁を求めたいと思います。

次に、人事評価制度についてです。

昨年の11月定例会に続く人事評価制度に関する質問ですが、11月議会で私は、この人事評価制度に関して研修が行われた中で、その研修会の中で指摘された中身が課題としてあったのかどうかと、こういうふうに質問したことに対し、消防局長は、制度運用から1年半経過、初年度の評価結果としては評価者の目線合わせも含め良好で、そのような課題等が現状にあるとは聞いていないという答弁がございました。実際は本当にそうだったのか、私はそのこ

とを疑いながらも今日までまいりました。

そこで、改めてお聞きしたいと思います。運用支援委託業者、日本経営協会の研修会が9月27、28、29の3日間行われ、何班かに分かれ、全職員が参加し実行されましたが、その中で初年度の運用における課題や改善点などの具体的指摘事項は本当になかったのでしょうか。このことをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 池田議員の質問にお答えをいたします。

初めに、消防職員定数についてでございますが、条例定数395名と実員との差につきましては、必要配置職員数とのすき間でございまして、長期の休職者や育児休業者等による欠員に柔軟に対応をしております。

次に、再任用職員の職域拡大についてお答えをいたします。

当消防局では、平成26年度から定年退職者を本人の希望に基づき再任用をしております。議員ご指摘のとおり、新規採用職員の初任教育期間中は現場要員が欠員状態となることから、現場の消防力が低下しないように、消防署へ週4日日勤で短時間勤務の形態によりまして再任用職員を配置しております。

今後も多くの災害現場を経験した職員が定年により退職をすることから、消防力の低下を招くことのないよう、これら職員が有する知識、技術、経験を伝承する環境を整えるため、再任用職員を有効に活用することとし、今後も消防業務の全分野への再任用について検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、消防車両の総数の見直しと職員数についてでございますが、現在、当消防局が保有をしている消防ポンプ車、はしご車及び救急車などの消防車両の整備率は、消防局の整備指針に基づく算定数に対し100%充足している状況でございます。

そこで、消防車両総数の見直しにつきましては、現行の消防力の低下を招かないということが大前提でございますので、車両総数とあわせ、適正な消防職員数についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度に実施をいたしました人事評価制度の課題や改善点など、運用支援委託業者からの具体的指摘事項についてお答えをいたします。

この報告につきましては、昨年9月に実施をいたしました全職員対象の研修会で周知をしたところでございますが、まず目標管理を主とする業績評価では、実施1年目で不慣れであったということや、達成度を判定する評価基準の表現が明確でなかったということもござい

まして、評価者個人の主観的な考えで評価をしてしまう傾向があったとの指摘がございました。また、能力評価につきましても、全職員が不慣れな中での実施であり、特に能力評価につきましても、特に自己評価については全体的に自らを低く評価する傾向が見受けられ、また多くの職員が自らを普通と評価する中心化評価傾向があったとの指摘もございました。これは、人事評価制度の導入時期に見られる評価傾向であると言われておりまして、今後の取り組みによって改善をしていくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） まず、第1番目の欠員にかかわる部分ですけれども、いろいろな欠員者が生まれたときに柔軟な対応ということですが、私はそれでいいのかという立場からあえてお聞きしたいと思います。

この素案の中の20ページに、このように書かれています。近年発生した大規模火災の例を挙げても、消防の源泉はマンパワーだと、このように書かれている中、そのマンパワー、すなわち必要な人員の確保がどうしても必要なわけです。救急の件数がふえているということが大きな課題というか、現状で、それをどうするかということが問われるわけですけれども、背景には高齢化等ひとり暮らしの家庭や、仮に複数でも老老介護というか、老老暮らしの実態がその増加の背景にございます。しかも、それに加えて、救急のみならず火災の発生率もそのリスクが非常に高いというのがこれからしばらく続く中身かと思えます。

当広域連合の構成自治体からすれば、この人員増に対してだけではありませんけれども、今後この各自治体の負担金がふえることについて、難色を示す方もいらっしゃる。首長さんの中にもそういうことをおっしゃる方がいらっしゃるという話も聞こえてくるわけですけれども、圏域住民の命と財産を守ると同時に、もう一つ重要なのは消防職員の皆さんの命と安全を確保するという点です。いずれにしても、このマンパワーどうしても必要だと。今後この中長期構想が策定されますけれども、そして実施に移されるわけですが、この点を肝に銘じて進めていく必要があるということをお願いしたいと思います。

それから、もう一点、先ほど私あえて申し上げたんですが、2つ目の質問ですね。総数と合わせてというような答弁がございましたが、車両を減らすのか、減らさないのかという点については明確にご答弁を願いたい。これは、通告でもこの文章を読むと減らす可能性も含めて読み取れるわけで、そういうことがないようにはっきりと答弁をお願いしたいというふうに思います。



続いてですね、同じくこの素案の中に通信指令にかかわる部分について、34ページですが、書かれております。この通信指令システムというのは、いわば生命線というふうに書かれて、果たして今あるあの場所の消防本部の建物と、それから渚消防署の建築の経過、43年というのが出ておりますけれども、及びその今あるあの敷地の形状というか現状を考えると、これも書いてありますが、移転を含む方向づけが急務となっていると。本当に私もそのように思います。この点について、書かれてはおりますが、改めてどういうことなのかお伺いしたいという点が1つと。

もう一つは、中長期構想の中には、この一番最後のところはかなりまとめて書かれておりますけれども、重点目標というのが1、2、3、4、5と定められており、その中には目標と同時に重点課題も幾つか列挙されているわけですが、ぜひ課題がたくさんあることは示されているが、その優先順位、プライオリティーはどういうふうにしていくつもりなのかということについては書かれていない。課題というのは解決が求められるものですが、その解決の順序についてぜひ答弁をしていただければというふうに思います。

2つ目は人事評価制度に関することですが、11月のときと違って少し具体的な問題が課題として出されたということが示されました。実は、私今この手元にそのときの日本経営協会の方を講師に行われた人事評価制度の研修のときの資料を持っております。この資料の中でどんなことが書かれているかということについても、少し時間の許す範囲でご紹介をしたいと思います。

先ほど、まず業績評価の評価傾向にかかわって、平均値に大きなばらつきがあったと。それは、その難易度のばらつきが主な原因というふうに書かれて研修会が行われ、それを直していくということですが、重点目標以外の通常業務の評価については、被評価者全員を同じ得点ポイント、一律同点数で評価している評価者がいるということも指摘をされています。これも、慣れで解決するかどうかは別として、なぜこうなるのかという点も私はきちっと捉えていく必要があると思うんです。後ほどちょっと触れます。

重点目標のこの達成度を判定した結果について、このように書かれています。そのときの説明の中にもあったようですが、本来ならばこうあるべきだという傾向からすると、実際にはそういう状況になっていないと。通常、この分野の専門用語かどうか。平均線というのが存在して、その平均線からずれている結果が、外れている結果が出ていると。これは、適正な評価がなされていないと判断されるというところまで述べられ、そしてこの是正が必要だということが指摘をされているんです。また、同様に、重点目標以外の業務の評価について

このように指摘をされています。優秀、良好、普通、不足と、こういうふうに4段階で分類をされるわけですが、その分類された被評価者——職員の方々ですね——の構成比が出されるわけですが、この出た構成比に関してちょっとおかしいという指摘がされたようです。すなわち、優秀と良好という最初の2項目を合わせたものは、普通は2割から3割が普通だと。普通というのはそういうふうになるんだと。それから、普通というのが、大体7割が普通というのが一般的だそうです。それに比べて、この実際は2割から3割とされているものが当広域連合では優秀、良好を合わせると約95%、普通は5%という実態が出たようです。これもですね、今申し上げたあらかじめ予想されている予定値という点からいうと、これは実態にはおかしいよという指導とまではなっただろうかは別として指摘があったと思います。

次に、能力評価の評価傾向について、何と書かれているかと。先ほども出ていましたけれども、厳格化、すなわち辛い評価と、及びさっき中心化評価傾向と、中心化傾向が見られるというふうに書かれています。この中心化傾向というのは、いわば一律的に評価値やその中央値を普通評価として選択してしまう。ですから、いいとか悪いとかじゃなくて普通だという形で評価してしまう心理状況のことをあらわした心理学上の用語だそうです。人事評価制度の中では、この注目すべき中心化傾向と、評価すべき成果を残した人物に対して過小評価をしたり、逆に改善点や反省点が多い人物に対して過大評価をします。これが中心化傾向ですが、そういうのがあらわれていると。果たして、この中心化傾向が研修等々を重ねる中で、それから年月を重ねる中で果たして直るのかという問題と、実際にはどうなるかということが非常に重要だというふうに関係者、専門家は指摘をしております。

それから、恣意的評価の傾向の改善の問題についても、先ほど紹介したようなことが言われています。すなわち、大体部下との葛藤というふうに書かれておりますが、要は葛藤という争いですから、部下とあんまり衝突したくないということですので、そういう点では本来ならば評価ランクが小学校の昔で言う通知表5、4、3、2、1ということですが、普通ならば5足す4が大体20%ぐらいと、2足す1は10%というのが普通なんだけれども、実際にはそういうふうになっていないということで、まさに絶対評価とは言いながら、この研修の実態はそれが適正值だということで、そういうふうに補正というか、修正を求められるわけです。

特に、絶対評価といっても、実際にそれが処遇に反映されるということになると、ますますこの相対評価が重要になってまいります。そして、これは松本市の議会でも私指摘をした

んですけども、処遇反映ということになれば、絶対評価をした結果をクラス分けすると。順位づけをするということになると。ほとんどの職員が優秀という評価になると、同じ評価に集中しては困るということで、順位づけがどうしても必要になるわけです。松本市では、その順位づけが必要だから、今後その順位づけのための制度設計もしなければならないというふうに考えています。ぜひですね、こういう指摘があったことで、私は前回申し上げました。こういう人事評価制度で本当にいいのかどうかということなんです。

改めて、私のほうも少しご紹介をしましたが、このように指摘をされたことについてどのように受けとめているのかという問題と、それからどのように対応していくのかという問題についてお伺いをし、2回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 池田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、中長期構想に関連して、今後車両の減少をするのかという質問でございますが、これはあくまでも消防力の低下はあってはならないということを重点に検討していくことが必要であるというふうに考えておりますので、現時点では増減について言及をすることはできないということでございます。

なお、車両の総数につきましては、職員数とあわせて今後中長期構想の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、通信指令室の移転を含む方向づけに対する考え方でございますが、現在、消防局庁3階にある通信指令室では、24時間365日体制で119番通報を受信し、管内で発生するあらゆる災害に対応しているところでございます。現行の通信指令システムは、その全面更新を平成36年度に控えておりまして、現在、消防局3階フロア内での構築スペースの確保が難しいことを踏まえ、通信指令室の移転を含めた方向づけが急務となっております。可能な限り早い段階であらゆる検討を行い、総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、中長期構想に掲げた重点目標の優先順位についてでございますが、まずはこの通信指令室の移転整備に関する事業化に向けた営みを最優先とさせていただきまして、その方向づけに基づき、その他の施策につきましても個別計画の策定などを通し、準備が整ったものから順次議会にもご相談してまいりたいというふうに考えております。

次に、人事評価制度の課題や改善点などの指摘事項に対する対応につきましては、今後も委託業者からの助言、指導などを踏まえながら、目標設定と個人面談の実施方法などについ

て、全職員を対象とした研修会などを継続的に実施するなど対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） 車両とマンパワーの関係について、くれぐれも現在充足、車両は100%ですが、人員の充足はそうっていない現状の中で、人員が少ないから車両を減らすという形でつじつま合わせをするようなことがないようにぜひしていただければというふうに思います。

それから、プライオリティーとの関係で、通信指令室のことについて、答弁が最初の1番だというふうに言われましたが、当広域連合で消防の広域化が議論をされたときに、私は消防の広域化は認められないが、広域化が断念をされたときでも通信業務については広域化に異を唱えてはきませんでした。必要なことであるし、ぜひ進めていってもらうことが、この間の消防委員会の視察との関連もありますけれども、重要なことというふうに思いますので。

あと、2番目以降の順番はどうなるかということについては、確かに幾つか書かれているので今後の課題かと思えますけれども、その都度また一緒に議論をしていきたいなというふうに思います。

人事評価制度については、具体的な中身についてのことについては、こうするともああするともいう話で、受けとめ方についても、答弁の内容を聞けば言われるとおりに進めるというふうになるのかなという心配を私は持ちます。そこで、残った時間でご紹介をしたいのは、そもそもこの人事評価制度というのは、既に民間で成果主義、人事管理方式と。生涯賃金ではなくて成果主義で賃金体系をつくることも含めて、20年ほど前に既に導入をされた中身ですが、ご存じのとおり、この導入をした大手の企業も含めて、この成果主義及びこの人事管理は失敗だったということで、今それをもうやらないという企業が出てきております。そういう意味では、今さら今度は公的な自治体等々に導入する。まさに時代おくれも甚だしいし、なぜ民間の中でそういう失敗があるのかということについて、きちっとやっぱり学ぶ必要があるかなというふうに思います。

民間がなぜこれをやめるようになったかという点は、成果主義を取り入れると、必ず人間は小さくなると。自分にこもる。松本市の議会でも紹介をしたんですけども、心理学ではこれをセルフの縮小というふうに言うようですが、自分のことしか考えない。そして、上司の目だけ気にするようになる。会社全体のこと、それから社会全体のことというのではなく

て、自分のことに主要な重点を置くように考えるようになり、結果としてその組織が崩壊を  
すると。そして、働く社員のモチベーションも下がる。その経過の中で、社員の心情的なあ  
つれきも生まれ、うまくいかなかったというふうにある方は語っています。限られたコスト  
と、それから給与原資を奪い合うような、お互いいわば敵同士になる。ここまでは表現がき  
ついかもかもしれませんが、でも実際にはそういう状況の中で社内の雰囲気はがらっと変わり、  
実に陰悪な状態になっていると。これは、もうけを追求する企業、会社のためにも決してい  
いことはないというふうに言っています。これを公的な分野、とりわけこの広域消防という  
か、広域連合の中で命がけで日々頑張っている皆さん方に取り入れることが本当にいいこと  
なのかどうかということは、改めて私は賛成できるものではありません。

この間も実際に、この評価制度の中でコミュニケーションが深まり、実際の仕事が課題解  
決に進むという例も全くないわけではありませんが、これが処遇に反映されたらどうなるか  
ということでは、もう火を見るよりも明らか。絶対にこういうことをしてはならないと  
思いますが、やらなくていいということにも法律上ならないわけですから、重ね重ね私は、  
この検討はですね慎重に進めていくと。実施は消防職員の皆さんの納得が得られるまでは実  
際進めない、こういう姿勢が重要かなと。そして、先ほど紹介したこの研修会の中で言われ  
ていることをそのままのみにするのではなく、本当の意味で松本広域連合の今後住民の皆  
さんとの関係で何が重要かということ独自に研究しながら進めていくことが大事だし、そ  
のことを強く求めて私の質問の全てを終わりたいと思います。ご清聴、ご協力ありがとうご  
ざいました。

○議長（上條俊道） 以上で池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質  
問を終結いたします。

---

## 日程第5 議案に対する質疑

○議長（上條俊道） 日程第5、議案第1号から議案第7号までの以上7件に対する質疑につ  
きましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行  
います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までの以上7件につきましては、  
一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、

それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時50分休憩

午後 4時56分再開

○議長（上條俊道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

### 日程第6 委員長審査報告

○議長（上條俊道） 日程第6、議案第1号から議案第7号までの以上7件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長、横沢英一議員。

○総務民生委員長（横沢英一） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案7件について慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び議案第2号 松本広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、松本広域連合特別職報酬審議会の答申に基づき所要の改正を行うものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 松本広域連合手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に基づく所要の改正であり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成29年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会関係補正予算につきましては、平成28年度決算剰余金の確定による繰越金の追加などを補正するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成29年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第1号）は、県の補助金である地域発元気づくり支援金の確定に基づくものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成30年度松本広域連合一般会計予算中、松本広域連合発足20周年等の記念式典開催に関する経費を含む当委員会関係予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

委員から、高齢化に伴い増加する介護審査への対応について質問があり、理事者からは、新年度は3年に一度の制度改正の年に当たるため、平成29年度からシステム改修に取り組むとともに、合議体長連絡会議及び認定調査員の研修会の開催により精度を高めつつ、円滑な審査を進めるとの説明がありました。

次に、議案第7号 平成30年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計予算につきましては、農産物の収穫体験など、潜在力のある観光資源への誘客を図るため、バスツアー誘致事業や、地域経済分析システム等を活用した観光統計の活用などの新規事業を含むもので、委員から効果的なPRに努めるよう意見があり、異議なく可決すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 次に、消防委員会委員長、芝山 稔議員。

○消防委員長（芝山 稔） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第4号 平成29年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成30年度松本広域連合一般会計予算のうち、本委員会関係につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、審査の中では、備品購入費におけるドライブレコーダー及びマルチコプターの今後の導入予定に関して質疑、要望があり、理事者からは、これらの有効性等を検証し、今後の配備について検討していくとの方針が示されました。

そのほか、消防車両のオークションによる売却に当たっての収入と、装備品撤去費用等との関係について、また運転免許資格取得に対する助成内容について質疑がありましたことを申し添えます。

以上申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から議案第7号までの以上7件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 公平委員会委員の選任について

○議長(上條俊道) 日程第7、議案第8号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長(菅谷 昭) ただいま上程されました公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

松本広域連合公平委員会委員、又坂常人委員が、去る平成29年10月10日付をもって辞職されましたことから、新たな委員として渡邊 裕氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上條俊道) お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第8号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認め、採決いたします。



議案第8号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、これに同意することに決しました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成30年松本広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時05分閉会